



金融サービスにおけるデータコネクティビティの促進

2020年11月

米国と日本は長らく、国境を超えたデータの流通が経済成長に不可欠であるとの考えを共有してきました。両政府はこの共有ビジョンを裏付ける、二国間また多国間での取り組み制度を構築し、その結果グローバルクラウドサービスをはじめ、グローバルプラットフォームでのコンテンツストリームに至るまで、様々なサービスを可能とする盤石なデータエコシステムを実現しています¹。米国と日本世界を牽引し、この分野の大きな前進に共に貢献しました。一方で、取り組むべき事項が一部の分野では未だ多く残っており、金融サービスにおけるデータコネクティビティの向上はその中でも優先課題であります。

米日経済協議会に加盟している金融サービス機関はデータコネクティビティを、顧客との繋がりや、リスク管理、また世界中の個人や企業、そして政府に向けた重要なサービス提供にとって欠かせない手段であると考えています。そして我々は、データコネクティビティは、経済成長を直接的に促し金融の安定に資するだけでなく、マクロ経済の安定化や、健全化を図るために必要な規制当局による金融リスク関連データへのアクセス向上にも貢献すると考えています。しかしその一方、現状としては多くの金融機関がデータコネクティビティの障害となるような規制に直面し、それにより、金融の安定性と市場の健全性に影響が及ぶ可能性があります²。

データコネクティビティの問題は複雑で、多角的な視点を要するものでありますが、日米、また他国の当局との間での協力を強化することが、共通したベストプラクティスの形成や規制の調和を図る上で、最適な解決策であると考えます。

そこで、これらの取り組みが強化され、世界中の消費者、事業者、政府のためにデータコネクティビティのエコシステムが改善されるよう、以下を提言いたします。米日経済協議会は、これらの提言に関する詳細や、その他の課題についてより深い情報を提供する準備ができております。加えて米日経済協議会は、テクノロジー分野や金融サービス業において世界を代表する革新的な企業や、その他様々な分野にわたる会員を有する米国商工会議所内に設置されていることから、本課題の解決を目指すにあたっては、米日経済協議会と米国商工会議所ともども包括的な協議をさせていただければ幸いです。

¹ 米国商工会議所 “Globally Connected, Locally Delivered” (2017年)、McKinsey Global Institute, “Digital Globalization: The New Era of Global Flows” (2016年)参照。

² 金融安定理事会 “Report on Market Fragmentation” (2019年)。

す。

- **金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性の認識**

データは金融サービスの中核であり³、顧客サービスの向上や業務効率の改善を可能にしています。業界内ではデータを、予測モデルや予測分析、保険給付手続き、不正の検知、価格設定、またリスク選択に活用しています。

今年の初めには、米財務省とシンガポールの金融管理局が、金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性と、それを実現させるための二国間、また多国間での取り組みへの政策導入促進に関して共同声明を発表しました⁴。同様の誓約を日本の財務省にも、米国との二国間、または多国間、例えばG7として表明いただきたく、提言いたします。

- **オープン・データアーキテクチャの推進**

世界中がデータローカライゼーションのルールを施行する中で、金融サービス業、特に、多くの国における業務展開を中核としている米国の金融機関は、その悪影響を被っています。企業には、データをその国の管轄域内にて保持すること、データ流通の規制に則すること、また国内のデータセンターを設立することが課されています。このような規制は多くの場合、データセキュリティの弱体化、設備や保全にかかるコストの増加、グローバル規模のITシステムの複雑化、リスク管理オペレーションや強靱性への弊害、そしてサイバー攻撃リスクの増大、といった問題を生んでいます⁵。デジタルエコノミーがもたらす機会と課題の双方に対し、業界と政府が共に理解と適応を進め、国境を超えた安全かつ信頼できるデータ流通を確実なものにするべく取り組む必要があります。米国と日本はこの取り組みを主導するに適した状況にあります。日米デジタル貿易協定において両政府は、金融機関における国境を超えたデータ流通を約束しています。我々は、両政府に対して、同様のハイレベルでの取り決めに世界貿易機関（WTO）の共同声明イニシアチブや、その他の二国間、または多国間での合意というかたちでとり行うことを提言いたします。一方で、日米両国の当局としては、データローカライゼーション規制に反対し、高水準の貿易公約を補完することが求められます⁶。

³ 世界経済フォーラム“Connecting Digital Economies: Policy Recommendations for Cross-Border Payments” (2020年)、世界経済フォーラム“Exploring International Data Flow Governance” (2019年)参照。

⁴ 米財務省 “United States-Singapore Joint Statement on Financial Services Data Connectivity” (2020年)。

⁵ アジア証券業金融市場協会 “Implications of Data Privacy for Financial Technology in Asia” (2018年)参照。

⁶ アメリカ合衆国通商代表部 “U.S.-Japan Digital Trade Agreement Text” (2019年)。

- **データコネクティビティへの二国間・多国間取り組みの強化**

日米両国が世界中の金融当局と協働し、データコネクティビティの重要性は貿易公約を超えるものであるとの認識を深めることが必要です。共通の認識を持つ国々との二国間合意や、国際フォーラムなどの場を通じて、両政府はより幅広く包括的に、データコネクティビティの重要性を提唱し、優先課題として取り組むよう主導すべきであります。この点に関して、金融安定理事会やアジア太平洋経済協力（APEC）、アジア太平洋金融フォーラムは良い取り組みを行っています。加えて、日米両政府には、データガバナンスに関する優先課題の問題解決に向けて、G7などの多国間フォーラムにおいて引き続きリーダーシップを発揮されるよう提言いたします⁷。

- **プライバシー保護やサイバーセキュリティに対する第三国の能力向上のための日米協力の強化**

金融サービスの国際化が企業に国内外でのデータ流通を強いる中、金融規制当局においても、現行の規制や監督方法の再評価が求められています。例えば、国境を超えた活動を行う企業は、管轄域を超えた一貫性を持って包括的に金融リスクの管理を行う必要があります。サイバーリスク管理においても同様のことが言えます。企業にとっては、データセンターの配置、第三者のハードウェア・ソフトウェアソリューションの利用、またサイバーセキュリティサービスの外部委託も含め、テクノロジーインフラの最適化や世界中のデータ処理の包括的管理に関する必要性が増しているのです。これは複雑なエコシステムであり、米日経済協議会は日米双方に対して、このエコシステムにおけるデータコネクティビティの占める役割の重大さを規制当局や金融当局に啓蒙するサポートをさせていただき準備ができています。

- **全般的なデータ規制における協力と一貫性の推進**

我々は、より統一されたアプローチでのデータ処理の規制に取り組むことを日米両国に提言します。そのために両国は、データコネクティビティに関する新政策や規制を導入する際には、それがコネクティビティを促進するものであれ、制限するものであれ、事前に金融業界、その顧客、またその他ステークホルダーと密接に協働すべきであります。同様に、上述の関係者と協力し、既存の法律、政策、規制を見直すことを推奨します。どのような改革であっても、金融サービス機関が顧客ニーズの充足、当局宛の報告義務、国際的な監督機関への情報共有、といった日常業務を考慮した、包括的且つ体系的な視点から捉えるべきであります。

⁷ 2019年に開催されたG20大阪サミットでの首脳宣言、2019年の貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明にて支持された「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(信頼性のある自由なデータ流通)」をここに言及します。